

令和 8 年

夕暮れ時の早めのライト（前照灯）点灯運動実施要領



佐賀県交通対策協議会

（事務局：佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室）

夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施要領

1 目的

秋から年末にかけては、日没時間が早まり、視認性の低下などの要因により交通事故が増加する傾向にあることから、「夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動」を実施し、「車と人」がお互いを早期に覚知することで、交通事故の防止を図る。

2 期間

令和8年10月1日(木)から12月31日(木)までの3か月間

3 広報重点

(1) 早めのライト(前照灯)点灯

(2) 原則ハイビーム

※前車や対向車がある場合、ロービーム(下向き)にするなどこまめに切り替える

(3) 反射材等の着用

4 主催

佐賀県交通対策協議会

5 推進事項

(1) 「早めのライト(前照灯)点灯」の広報啓発

ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、薄暮時における交通事故防止として「早めのライト(前照灯)点灯」の広報活動を積極的に実施する。

イ 県、市町は、地域住民に対する「早めのライト(前照灯)点灯」の周知徹底を図り、薄暮時における交通事故防止を呼びかける。

(2) 「原則ハイビーム」の広報啓発

ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、夜間における交通事故防止として、「原則ハイビーム」の広報活動を積極的に実施する。

イ 県、市町は、地域住民に対する「原則ハイビーム」の周知徹底を図り、夜間における交通事故防止を呼びかける。

(3) 歩行者への反射材等の着用の広報啓発

ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、朝夕の薄暮時における交通事故防止として、歩行者への「反射材等の着用」の広報活動を積極的に実施する。

イ 県、市町は、地域住民に対する「反射材等の着用」の周知徹底を図り、薄暮時における交通事故防止を呼びかける。

(4) 学校における「自転車の早めのライト点灯」と「反射材用品の着用」の推進

クラブ活動や塾などで帰宅時間が遅くなる生徒に対して、「自転車の早めのライト点灯」、「着衣、バッグ、自転車への反射材用品の更なる着用」を指導するとともに、可能な限り「オートライト化」の推進について、保護者等の理解を得るように努める。

(5) 事業所における「夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動」の推進

夕暮れ時に交通事故が多発している具体的事例を職員に周知させ、事業所全体「早めのライト(前照灯)点灯運動」の推進を図る。

(6) 運動の率先

県、市町、官公署、交通関係機関・団体の職員は、公用車・私有車を問わず率先して「早めのライト(前照灯)点灯運動」を励行し、広く県民に運動を啓発する。

また、職員は、反射材等を率先して活用し、反射材活用の普及啓発に努める。

6 報告

以下の回答フォームにより報告してください。

【回答フォーム】

- 各市町は、総合行政ネットワーク(lgwan)で報告してください。
- ネットワーク環境の違いにより、各市町と推進機関・団体のフォームを分けています。

1 各市町

- **計画**【令和8年9月18日(金)締切】

回答フォーム：<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/jbBd/1137261>



- **結果**【令和9年1月15日(金)締切】

回答フォーム：<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/jbBd/1137286>



2 関係機関・団体（市町以外）

- **計画**【令和8年9月18日(金)締切】

回答フォーム：<https://logoform.jp/form/jbBd/1137261>



- **結果**【令和9年1月15日(金)締切】

回答フォーム：<https://logoform.jp/form/jbBd/1137286>



※ インターネット環境のない場合は、事務局にご連絡ください。